

(件名)

新型コロナウイルスに関するイリノイ州の復興計画：フェーズ5への移行

(ポイント)

イリノイ州政府は、6月11日（金）より、同州復興計画におけるフェーズ5（制限措置が全て解除される最終段階）に移行することを発表しました。これにより、これまで規制されていた大型イベント等の収容人数に関する制限措置が完全撤廃されます。但し、マスク着用等に関する措置はアメリカ疾病予防管理センター（CDC）の規制に準拠しますのでご注意下さい。詳細は本文と添付リンクをご参照下さい。

(本文)

6月10日、イリノイ州政府は新型コロナウイルス感染症の発生以来、同ウイルスが原因で病院に入院している人の数が最も少なく、検査陽性率が最も低く、18歳以上のイリノイ州住民の68%以上が少なくとも1回分のワクチン接種をしていることから、同月11日より、イリノイ復興計画の最終段階におけるフェーズ5に移行すると発表しました。また、これまでイリノイ復興計画の一環として利用されていた各分野固有のガイダンスに代わり、フェーズ5ガイダンスを発表しました。同ガイダンスは、COVID-19の拡散のリスクを軽減するために、あらゆる種類のビジネスと会場、顧客と従業員に対して、下記の推奨事項を掲載しています。

#### ○フェーズ5ガイダンス

- 1 COVID-19のワクチンは安全で効果的で、イリノイ州全体で広く利用できます。12歳以上のすべての人は、COVID-19の予防接種を受けることを推奨します。
- 2 参加者全員が完全なワクチン接種を受けている場合、イリノイ州政府は、屋内と屋外の設定においてマスク等の着用及び社会的距離の確保を要求しません。
- 3 参加者全員が完全なワクチン接種を受けていない屋内の場合、ワクチン接種を受けていない人は、マスク等の着用、6フィートの社会的距離を保つ必要があります。屋外で6フィートの社会的距離を保つことができる場合、ワクチン接種を受けていない人は、企業や地方自治体からの要請がない限り、マスク等の着用をしないことを選択できます。
- 4 イリノイ州のガイダンスでは、完全なワクチン接種を受けた人は、マスク等の着用は必要ありませんが、マスク等の着用を選択した顧客や従業員をサポートする必要があります。
- 5 ワクチン接種を受けていない人は全員、特に若者がいる場合は、屋内と屋外の両方の混雑した環境でマスク等を着用する必要があります。 詳細については、CDCガイダンスを参照してください。
- 6 下記の状況下では、完全なワクチン接種を受けている人を含むすべての人が、CDCのガイダンスに従ってマスクを着用しなければなりません。

- ・公共交通機関
- ・集合施設内
- ・医療関係施設内
- ・連邦、州、地方、部族、または領土の法律、規則、および規制によって必要とされる場合（地元のビジネスおよび職場のガイダンスを含む）。

7 学校、デイケア施設、および教育機関における個人は、イリノイ州教育委員会、イリノイ州子供家族サービス局、およびイリノイ州公衆衛生局によって発行された個別のガイダンスに従う必要があります。

8 特に屋内環境においては、可能な限り社会的距離の確保をサポートする必要があります。売店/カウンター、公衆トイレ、行列などの場所において社会的距離の確保にあたって最適な手段を取る必要があります。

9 このガイダンスは、CDC が新しい推奨事項を発表したときに更新され、マスク等の着用や社会的距離を明示的に要求する可能性のある連邦または地方自治体のガイダンス、安全のための法律、規則、規制またはビジネス上の安全ポリシーを補足することを目的としています。

○新型コロナウイルスに関する規則、ガイドライン等の更新事項については、CDC やイリノイ州公衆衛生局（IDPH）のホームページをご確認下さい（下記リンク参照）

- ・CDC

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

- ・IDPH

<http://dph.illinois.gov/covid19>

○本件に関する州政府の発表とフェーズ 5 ガイダンスについては、下記リンクをご参照下さい。

- ・州政府の発表

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=23415>

- ・フェーズ 5 ガイダンス

[http://dph.illinois.gov/sites/default/files/COVID19/Illinois%20Phase%205%20Guide\\_lines.pdf](http://dph.illinois.gov/sites/default/files/COVID19/Illinois%20Phase%205%20Guide_lines.pdf)

○在留邦人の皆様におかれでは、良き市民としてこれらのガイドラインを参考にし、引き続き関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email:

[ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。